

ボランティア清掃について(お願い)

1. ごみは可燃ごみと不燃ごみの2種類に分別して、ボランティアごみ袋に入れてください。

○ライター、乾電池などの危険物は、その他のごみとは分けて袋に入れてください。

2. 浜田市の収集ルールに沿って出してください。(海岸漂着ごみも同様)

○草ごみも袋に入れてください。

○袋に入らない枝木、流木、ロープ等は50cm(直径は15cm)未満に切ってひもで束ねてください。

※ **処理困難物**(バッテリー、消火器、タイヤ、油・塗料等が入った缶、石、土、砂、ブロック、漁網等など)、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)、パソコン、は**収集できませんのでご注意ください。**

処分方法は環境課へ相談してください。

3. ごみステーション以外の場所にごみを出す場合は、**ごみ収集車(2トン)**が収集可能な場所をお願いします。

清掃終了後

◎ごみ袋を出した場所(ステーション番号がわかる場合は番号)

◎可燃ごみ・不燃ごみ・枝木等の数量

環境課(TEL25-9430)まで連絡してください。

☆FAX 連絡の場合は、出した場所と数量を地図に明記して下さい。

側溝清掃で出た**汚泥は市で処理できません。**

出した場所と数量を

維持管理課(TEL25-9621)へ連絡してください。

お問い合わせ先

浜田市環境課リサイクル推進係

TEL:25-9430(直通) FAX:22-9100

回収は、場合によっては、1週間程度かかる場合もありますのでご了承ください。

